

特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取とする。

2 この法人の英文名は、Child Abuse Prevention Tottori Association と表示し、CAPTA（キャプタ）と略称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取市立川町5丁目401番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもに対する虐待・体罰を含むあらゆる形態の暴力及び品位を傷つける取扱い（以下、「暴力等」という）の防止を図り、被害を受けた子どもの救済を直接的・間接的に支援することにより、子どもと家族の福祉の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表1号（保健、医療、又は福祉の増進を図る活動）、及び同8号（人権の擁護、又は平和の推進を図る活動）、同11号（子どもの健全育成を図る活動）に該当する特定非営利活動を行う。

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係る次の事業を行う。

- (1) 児童虐待をはじめとする子どもに対する暴力等の防止に関する電話相談事業
- (2) 暴力等を受けた子どもの救出及び援助に関する事業
- (3) 暴力等をふるう家族を改善に導くための事業
- (4) 自助グループへの援助に関する事業
- (5) 子どもに対する暴力等の防止に関する啓発及び推進事業

- (6) 子どもに対する暴力等の防止に関する調査研究及び政策提言事業
- (7) 子どもに対する暴力等の防止に関する国又は地方公共団体からの受託事業
- (8) その他、前項までの活動に付随する事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会を希望する個人又は団体は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 理事長は、入会の可否を理事会に報告しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に細則で定める会費を納入しなければならない。なお、会員がこの法人の職員を兼ねる場合は理事会の議決により、一部または全部の会費を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁

明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返納しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
 - (2) 監事 2名
- (役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、理事及び職員を兼任することはできない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 7名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌握する。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第19条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の議決により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

(職員)

第20条 この法人に、事務局員等の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総 会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成等)

第22条 総会は、この法人の最高の意志決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権能)

第23条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 役員報酬

(4) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)
その他新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 定時総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項4号の規定による監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条および次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、該当する議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記した出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成等)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席することができる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および3号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら請求できるものとする。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、該当する議事の議決に加わることができない。
(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の場合における前条および次条第1項の規定の適用については、理事

会に出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総会、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において議事録署名人に選任されたその他の理事2人以上が、署名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第44条 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

(予備費の設定及び執行)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を計上することができる。

2 予備費を執行するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 事業年度中にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第47条 この法人の収支決算は、事業年度終了後3か月以内に理事長が作成し、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

2 決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、その事由を証する書面を所轄庁に提出し認定を得なければならない。
- (残余財産の処分)

第51条 この法人が解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人に帰属させるものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運用に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田村 勲
副理事長	安田 壽朗
常務理事	藤野 興一
理事	土本 松夫

同	石亀 政道
同	大塩 孝江
同	大橋 和久
同	川口 孝一
同	松田 章義
同	飯塚 浩
監事	片山 正見
同	寺垣 琢生

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 5,000円
 - (2) 賛助会員 年会費一口 3,000円